

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2021年1月31日現在

～2021年1月30日

2021年1月31日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第13章（略）  
別記（略）  
料金表（略）  
料金表別表（略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第13章（略）  
別記（略）  
料金表（略）  
料金表別表（略）

附 則（令和3年1月26日 D P Sサ第00736957号）  
（実施期日）  
1 この改正規定は、令和3年1月31日から実施します。  
（経過措置）  
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス1、クラス2（タイプ6に係るものを除きます。）、クラス4又はクラス8に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。  
3 前項の場合において、クローズドコンピュータ通信網契約者は、次に掲げる契約内容の変更に関し請求等を行うことができます。  
(1) 移転（同一の建物内の移転に限ります。)  
(2) I Pアドレスの変更  
(3) 氏名等の変更  
4 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から前項の請求等があったときは、次の場合にかぎり、その請求等を承諾します。  
(1) 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。  
(2) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。  
5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。